

# 再生資源利用促進計画の作成に伴う結果確認票等の作成・報告・現場掲示等について ～ お知らせ ～

令和5年5月  
山口県土木建築部

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正により、建設発生土の搬出に関する関係法令の手続きの確認が必要となりますので、以下のとおり、お知らせします。

## 1 対象工事

500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する建設工事

## 2 必要となる主な手続き

(1) 再生資源利用促進計画(以下「計画」という。)の作成時に、以下事項を確認するとともに、その結果を記載した、確認結果票等を作成する。

- ① 工事現場内の土壌汚染対策法の届出
- ② 搬出先の盛土規制法の許可

(2) 建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知する。

(3) 確認結果票は、計画の一部として、発注者へ提出・報告し、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、完成度5年を経過する日まで保存する。

## 3 適用基準日

令和5年5月26日以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用する。

## 4 その他

(1) 確認結果票等は、発注者へ確認のうえ作成してください。

(2) 作成方法・様式等は、国土交通省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)